

# 10月1日から国民健康保険証が更新されます

現在使用している国民健康保険（国保）の被保険者証（保険証）は、9月30日で有効期限が切れます。10月1からは新しい保険証をお使いください。

## 《保険証を郵送》

新しい保険証は、9月下旬に、世帯の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに郵送します。今までの保険証は、10月1日以降、ご自身で破棄してください。

## 《記載内容のご確認》

保険証が届きましたら、氏名、生年月日、住所などの記載内容に間違いがないか、一枚ごとに確認してください。記載内容に相違や不明な点などがある場合は、国保係へお問い合わせください。



## 《保険証の有効期限》

新しい保険証の有効期限は、平成26年9月30日です。ただし、次のいずれかに該当する人は有効期限が異なりますのでご注意ください。

### 平成26年9月30日までに75歳になる人

- ・有効期限は誕生日の前日です。
- 75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の保険証をお使いください。（後期高齢者医療広域連合が発行し、誕生日の前日までに郵送されます。手続きは不要です。）

### 平成26年9月30日までに65歳になる退職者医療制度の該当者（該当年齢は64歳まで）

- ・有効期限は誕生月の月末です（誕生日が1日の人は、誕生月の前月の月末）。
- 有効期限が切れる前に一般資格の保険証をお送りします。手続き不要です。

## 《希望者には「簡易書留」で郵送》

希望される方は、9月17日（火）までに電話等で国保係へ申し込んでください。

問い合わせ先 健康課 国保係 （内線321・322）

## 9月11日は警察相談の日です。

群馬県警察では、警察総合相談電話「#9110」番にちなんで、9月11日を「警察相談の日」と定め、利用を呼びかけています。

警察への相談、要望、問い合わせなどは、警察総合相談電話「#9110」または「027-224-8080」へお電話下さい。

また、女性専用の相談電話も開設しています。男性には話しにくい相談も気軽に「027-224-4356」に連絡してください。

秘密は厳守します。



# と存じですか?児童扶養手当・特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

下表のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満の障害児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している方」に支給されます。

父母が離婚	父又は母から1年以上遺棄	父又は母が重度の障害者	父又は母の生死が不明
父又は母が死亡	父又は母が1年以上拘禁	未婚の母の子	父・母ともに不明(孤児等)
			父又は母がDV保護

## 支給制限

- (1) 一定の所得制限があること
- (2) 対象者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給していないこと
- (3) 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算対象になっていないこと

手当額は所得と児童数に応じて変わります。

## 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護する父母又は父母に代わって養育している方に支給されます。

### 支給制限

- (1) 一定の所得制限があること
- (2) 障害児が施設に入所していないこと
- (3) 障害児が障害を支給事由とする公的年金を受給していないこと

### 手当額(月額)

手当1級・・・50,400円 手当2級・・・33,570円

※該当する方は、健康課福祉係で申請手続きをしてください。

問い合わせ先 健康課 福祉係 (内線326)

## 9月の「保育園子育て応援事業」活動計画

「保育園子育て応援事業」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。登録をされていない方は、事前に登録していただき、お問い合わせでご参加ください。事業計画の対象児でなくても参加できます。



保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園内	保育園内
実施日	9/19(木)	9/18(水)	9/3(火)
時間	10:00~11:00	10:00~	10:00~11:30
対象児	妊婦さんと3才児まで	3才まで	妊婦さん~3才
内容	リトミック	大型紙芝居	赤ちゃんマッサージ
	乳幼児の育て方及び在園児との交流		親子ふれあい遊び
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。		赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚ご用意下さい。動きやすい服装でご参加下さい。
講師等	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	劇団チロヌップ	参加ご希望の方は事前にご連絡下さい。

■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園 82-2116 青倉保育園 82-2549  
下仁田町役場 82-2111

## 大規模な土地取引には届出が必要です。 (国土利用計画法に基づく土地売買等届出書)

一定面積以上の土地取引を行った場合には、買主が市町村を經由して県知事あてに届出を行う必要がありますので、忘れずに提出してください。

### ●届出が必要な面積

- 市街化区域内…2,000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域内…5,000㎡以上
- 都市計画区域外…10,000㎡以上

### ●届出期間

売買契約を締結した日から起算して14日以内

### ●問い合わせ先

- 群馬県庁土地・水対策室 (☎027-226-2366)
- 下仁田町役場企画財政課 (☎82-2111)



## 10月は土地月間です—地価評価等無料相談会を開催—

土地は、私たちにとって限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。そこで、皆さんに土地についての関心を高め、理解を深めていただこうと「土地月間」が定められました。これにちなみ、県・(公社)群馬県不動産鑑定士協会では「地価評価等無料相談会」を開催します。皆さん、お気軽にお出かけください。

●日時 10月3日(木) 10:00～15:00

- |     |                       |                       |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| ●会場 | 前橋会場…前橋市役所(前橋市大手町)    | 沼田会場…沼田市役所(沼田市西倉内町)   |
|     | 高崎会場…高崎市役所(高崎市高松町)    | 館林会場…館林役所(館林市城町)      |
|     | 桐生会場…桐生市役所(桐生市織姫町)    | 渋川会場…渋川市役所第二庁舎(渋川市石原) |
|     | 伊勢崎会場…伊勢崎市役所(伊勢崎市今泉町) | 藤岡会場…藤岡市役所(藤岡市中栗須)    |
|     | 太田会場…太田市役所(太田市浜町)     | 富岡会場…富岡市役所(富岡市富岡)     |

●問い合わせ 群馬県庁土地・水対策室 (☎027-226-2366)  
(公社)群馬県不動産鑑定士協会 (☎027-243-3077)

## 9月17日から登下校に合わせて、 スクールバスの運行時刻が変更になります

9月17日(火)から小中学校の登下校に合わせ、午後4時以降のスクールバス運行時間(平日)が変更になります。

各路線ともに主に午後の下り便が変更になりますので、午後4時以降に利用される一般の方は、時刻表をよくご覧の上、ご乗車いただきますようお願いいたします。

※1 スクールバスは児童生徒が優先となりますのでご了承ください。

※2 小中学校の児童生徒へは学校から連絡があります。

### ●変更期間

秋期 9月17日(火)～10月15日(火)

### 問い合わせ

- 下仁田町役場 企画財政課(内線512)、教育課(内線711)
- 運転管理 上信ハイヤー株式会社下仁田営業所 ☎82-2429
- バス事務所 ☎82-5038



# 後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まりました。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより、国民年金の資格期間が少ない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が合計25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。<sup>（注）</sup>

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査をさせていただくことになります。（審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。）

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

（注）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

国民年金保険専用ダイヤル 0570-011-050

## 年金

＊＊届け出を忘れずに＊＊



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。

加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

### 第1号被保険者（自営業者や学生などが、

■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

■結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

### 第2号被保険者（会社員や公務員などが、

□退職したとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

□退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

### 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、

◆就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

◆本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・高崎年金事務所 国民年金課 ☎027-332-7731